

綾川町の高齢者福祉について（R8.6 現在）

綾川町では「ともにつながり、支え合い、いきいきと暮らせるまち」を基本理念に、介護保険だけに頼るのではなく、声かけや見守り合いが行える地域づくりや、地域の力を活かしながら、高齢者の自立した生活を応援するための事業に取り組んでいます。住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるために、ぜひご活用ください。



主な支援制度	内容	問い合わせ先
生きがい活動支援通所事業 （げんきかふえ）	高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者の社会的孤立感の解消や、介護予防を図るために食事やレクリエーション、買い物支援などを行います。 《対象者》60歳以上の高齢者 《場所》綾川町社会福祉協議会	綾川町社会福祉協議会 ☎(087) 878-4221
地域いきがい通所事業 （いきいきサロン）	高齢者が住み慣れた地域や家庭で、できるだけ長く健やかに生活できるよう、地域住民が相互に助け合う地域社会づくりを進めるために、自治会公民館、地区集会所等で、ボランティアの方と一緒に、地域の憩いの場づくりをすすめます。	綾川町社会福祉協議会 ☎(087) 878-4221
救急医療情報キット 	高齢者の安全・安心を確保することを目的に、救急情報（かかりつけ医や持病、お薬の内容）や緊急連絡先等を専用の容器に入れて自宅で保管することで、万が一に備えるものです。 ≪対象≫65歳以上のひとり暮らしの者、75歳以上のみ世帯、要介護3以上の者、身障1・2級、療育㊤・A、精神1級	民生委員・児童委員 地域包括支援センター ☎(087) 876-1002 健康福祉課 ☎(087) 876-1113
ほっとか連とこ 100歳体操  	健康寿命の延伸を目指して、身近な地域で仲間と一緒に、軽量のおもりをつけた筋力づくり体操を行います。週に1回30分程度の運動を続けることで筋力の維持向上や見守り合いにつながります。 《対象》65歳以上の高齢者が5名以上の団体 （若い人も参加できます） ※おもりや体操ボードの貸出をします。体力測定もあります。	地域包括支援センター ☎(087) 876-1002 
認知症高齢者等ほっと飲メール配信事業	認知症等で自宅に戻れなくなった方の情報を、民生委員・児童委員や消防団、ほっと飲事業協力員や協力機関にメールで情報提供し、捜索の協力をお願いできます。安心のために、事前登録も可能です。	地域包括支援センター ☎(087) 876-1002
認知症高齢者ほっと飲位置情報検索サービス利用費用助成	認知症高齢者を介護している家族が、GPSを利用した無線発信機を購入した際、購入費用の助成が受けられます。 《助成額上限額》10,000円	地域包括支援センター ☎(087) 876-1002
ゴミ出しサポートほっと飲事業 	以下の要件のいずれかに該当し、自力で家庭ごみを集積所まで運ぶことが難しく、ご家族等の協力を得ることができない方に、ボランティアのサポートが得られるように調整を行います。 ≪対象≫①75歳以上でひとり暮らしの方 ②80歳以上の高齢者のみ世帯 ③要介護3以上の方 ④身障1・2級、療育㊤・A、精神1級の方	地域包括支援センター ☎(087) 876-1002 

主な支援制度	内容	問い合わせ先
緊急通報システム 利用事業 (緊急通報装置)	綾川町にお住まいのおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方やひとり暮らしの重度身体障害者の方に対し、緊急通報システムの利用による安否の確認、孤独感の解消及び急病、災害その他緊急時の対応を図ります。(協力者が 2 名必要。固定電話利用の場合は緊急通報装置の貸し出しあり、携帯電話でも使用可能) 《利用者負担》月額 300 円	健康福祉課 ☎(087) 876-1113
在宅老人配食サービス事業 (見守り事業)	食事の調理や買い物が困難で、定期的な見守りが必要な高齢者の方に、お弁当の宅配による見守り事業を実施しています。 週 2 回まで利用可能。ごはんあり 350 円、ごはんなし 300 円。 《対象》以下の①～③の全てに該当する方 ①ひとり暮らし又は同一敷地内に居住する全ての者が 75 歳以上又は障害者のみ世帯の方、 ②75 歳以上又は 65 歳以上の障害者 ③障害者手帳(身体、療育、精神)、要介護 1～5、要支援 1・2、基本チェックリスト該当	健康福祉課 ☎(087) 876-1113 
在宅寝たきり等老人介護手当支給事業	65 歳以上の要介護 3 以上の方を在宅で介護されている町内在住のご家族に対し、家族の介護に対する負担軽減を図るために、月額 1,250 円を支給します。	健康福祉課 ☎(087) 876-1113
在宅寝たきり老人等おむつ手当給付事業	65 歳以上の要介護 3 以上の方で在宅で生活し、寝たきり又は重度の認知症の状態が継続しており、常時おむつを必要としている方に、おむつ手当(おむつ券)を支給します。 ※要介護 3 又は、要介護 4・5 の課税世帯の方：年額 6 万円分 ※要介護 4・5 の非課税世帯の方：年額 10 万円分	健康福祉課 ☎(087) 876-1113
日常生活用具給付等事業	日常生活用具の給付を受けることで、在宅での生活を安心して継続できることを目的に、日常生活用具を給付します。 《対象》おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方 《負担》生活保護及び非課税世帯の方は無料 (課税状況により負担あり) 《内容》電磁調理器、火災警報器、自動消化器、老人電話	健康福祉課 ☎(087) 876-1113
高齢者等福祉タクシー助成事業	移動手段の確保するために、タクシー助成券(500 円×24 枚)を申請によりお渡しします。 《対象》以下の①～③の全てに該当する方 ① 有効な自動車運転免許証(二輪車含む)を有していないこと ② 住民税非課税世帯の方 ③ 75 歳以上又は身障 1・2 級又は療育 A・A 又は精神 1・2 級又は要介護 3 以上の方 《申請方法》役場健康福祉課又は綾上支所(代理受領の場合は受領書にて委任してください)	健康福祉課 ☎(087) 876-1113
高齢者長寿祝金給付事業	《祝金の金額》満 88 歳：5,000 円、満 90 歳：10,000 円 満 99 歳以上：15,000 円	健康福祉課 ☎(087) 876-1113